

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり広島県天然記念物の指定を解除する。

平成二十九年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

種別	名称	員数	所在地	指定年月日	解除理由
植物	山中福田のツバキ	一株	世羅郡世羅町大字山中福田三一七七番地のうち樹の根元を中心とする半径一〇メートルの円内の地域	昭和五十一年一月四日	枯死したため